

【別紙】「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果

目標 1 直接死を最大限防ぐ。

<p><起きてはならない最悪の事態> 1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模的倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性> ① 建築物の耐震化 ・昭和 56 年以前の住家の耐震化の必要性の認識が不足している。 ・昭和 56 年以前の集合住宅（公営住宅含む）の耐震化を確認する必要がある。 ・集合住宅のエレベーター、貯水槽、給排水管、ガス設備などの耐震化を進める必要がある。 ・公共施設、学校などの耐震化を推進する必要がある。 ② 交通施設・沿道建築物の耐震化 ・鉄道駅（無人駅含む）の耐震化について事業者と協議・調整の必要がある。 ・緊急輸送道路沿いの建築物（ブロック塀含む）などの調査、点検を進める必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性> ① 密集市街地の改善 ・防災上危険な密集市街地の改善に向けて、建物の不燃化、公共空地の設置等を進める必要がある。 ② 危険空き家の除却 ・放置された老朽危険空き家の倒壊、部材の飛散等により、周辺地域に被害が生じないよう所有者・管理者による適切な維持管理を求めるなど、市として適切な状況把握、適時対応をする必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性> ① 総合的な治水対策 ・加古川流域、竹田川流域それぞれの総合治水対策を迅速・円滑に進めるよう県との連携を密にする必要がある。 ・ため池改修に合わせた事前放流施設整備や浸水のおそれのある地域内の調整池、校庭貯留施設、地下貯留槽整備など事前放水と貯める対策を両面で進める必要がある。 ・河川の流下能力を最大限確保するため、計画的に堆積土砂の撤去をする必要がある。 ② 減災のためのソフト対策 ・大雨時の避難を迅速に進めるため、市防災マップをベースに地区・自治会単位でのハザードマップの作製・更新を進める必要がある。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・台風の進路予測、前線豪雨等の総雨量推移などでのタイムラインを市、県、警察等関係機関と共有し、連携した警戒体制を整備する必要がある。
<p><起きてはならない最悪の事態></p> <p>1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県フェニックス防災システムからの情報収集機能を活用し、次の情報を迅速に検索、収集、共有する必要がある。 (県内の雨量・河川水位情報、土砂災害危険度予測、箇所別土砂災害危険度予測、県内市町災害体制・避難情報発令状況、県内注意報・警報等発表状況など) ・市で把握する気象観測装置、河川等カメラ、IPトランシーバーを通じて、警戒箇所のリアルな状況を本部で一括に集約し、県、警察等関係機関と速やかに共有する必要がある。 ・集約された情報を基に、適切に避難情報等発令の判断をし、防災行政無線、メール等迅速に市民に周知し、市民への情報漏れがないようにする必要がある。 <p>② 山地防災・土砂災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県による砂防堰堤や治山ダム等の施設整備が円滑に進められるよう土砂災害特別警戒区域を中心に、地元との調整を進める必要がある。 ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅について、移転や防護壁の整備などの調整を進める必要がある。 <p>③ ため池及び治山対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模なため池のハザードマップの作成による住民への周知と、大雨時などのタイムラインを作成する必要がある。 ・県によるため池の補修・補強、その他治山に係る事業が円滑に進められるよう地元との調整、優先順位の協議などを定期的に進める必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

<p><起きてはならない最悪の事態></p> <p>2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 食料・飲料水の供給体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生の一日目は個人の備蓄食料、二日目以降は市の備蓄食料・資材の提供、三日目以降は県物資等の活用をする方針での数量、調理関係の資機材、配送方法などを具体的に定めておく必要がある。 ・飲料水の確保として、県内及び近隣市町からの応急給水活動を円滑に進められるよう資機材、人員の取扱、行動訓練が必要である。 ・食料、物資との協定先における災害時に優先的に必要と思われる物資の市内店舗の在庫量を把握し、災害の発生箇所、状況に応じて適切、速やかに要請できるようにする必要がある。

- ② **電力施設・水道施設・ガス管（学校施設含む）等の耐震化**
- ・電力事業者による電力施設の耐震性の確保を確認し、万一の際の速やかな復旧が円滑にできるよう連携体制を定める必要がある。
 - ・送水管、排水管を含め、上下水道施設の老朽化対策と耐震化を進める必要がある。
 - ・学校施設等の埋設配管類の耐震補強を進める必要がある。
- ③ **道路交通機能の強化**
- ・緊急輸送道路及び接続する主要幹線の整備・強化を国、県と連携して進める必要がある。
 - ・主要幹線、集落への進入道路などに架かる橋梁について、落橋・倒壊、ゆがみによる段差などが生じぬよう致命的な損傷防止の対策を進める必要がある。
- ④ **各家庭・避難所等における食料・燃料備蓄量の確保**
- ・市民に最低三日間（可能ならば一週間）の食料及び調理時の燃料の確保を呼びかけ、家庭備蓄が困難なものは公民館等地域単位での一定の備蓄計画を進める必要がある。
 - ・避難所における水道、ガス等の燃料、電力の確保ができるよう避難所に応じた資機材の整備を進める必要がある。

<起きてはならない最悪の事態>

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

<施策の方向性>

- ① **孤立集落の発生を防ぐ設備整備**
- ・孤立するおそれのある集落に対して衛星携帯電話など、緊急時に使用可能な複数の通信手段を整備する必要がある。
- ② **小規模集落における避難所機能の強化**
- ・孤立するおそれのある集落については、公民館で一定期間避難可能な食料・飲料水、資機材などを一定数量整備、備蓄を進める必要がある。
- ③ **道路交通機能の強化**
- ・孤立するおそれのある集落への侵入道路について、道路際の山地傾斜、建物等の災害発生リスクの調査、橋梁部分の強化を進める必要がある。

<起きてはならない最悪の事態>

2-3 警察・消防等の被災等による救助・救急活動資源等の絶対的不足

<施策の方向性>

- ① **消防の災害対応力強化**
- ・大規模災害の救助事案を想定した緊急消防援助隊の受援体制を確立する必要がある。
 - ・地震災害を想定し、倒壊家屋等からの救助について関係機関等との合同訓練の必要がある。
- ② **自主防災組織の災害対応力強化**
- ・自主防災組織に対して、地震災害時の救助、大規模水害時の避難誘導などテーマに特化した実践的訓練を推進していく必要がある。
- ③ **防災関係機関との連携強化・訓練**
- ・県、警察、市、消防団、自治協議会、自主防災組織など関係機関合同で訓練を実施し、それぞれの役割、通信手段、連携方法などを確認する必要がある。

<p><起きてはならない最悪の事態> 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 医療施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設について、建物の耐震化及び設備、機器、医薬品類、電源、水道配管等の耐震・転倒防止対策を確保し、災害時に医療が停止しないよう確保する必要がある。 ・非常時のトイレ設備・資材を整備し、衛生面での安全を確保する必要がある。 <p>② 救急・医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丹波医療センター敷地内の設備を最大限活用し、災害時医療を確保できるよう必要物資、人員、車両、資機材等を速やかに確保できる対策が必要である。 <p>③ 病院等医療機関における非常用電源等の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療施設の非常用電源の確保を推進し、燃料補給が必要な場合は、優先的に燃料確保する計画を定める必要がある。 <p>④ 道路交通機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設に通じる道路について、一定区間からの二車線化を確保できるよう調査、調整を進める必要がある。 ・医療施設に通じる橋梁について、適切な維持管理計画と耐震補強を確保する必要がある。
<p><起きてはならない最悪の事態> 2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 疾病・感染症対策に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から感染症についての正確な知識の普及に努める必要がある。 ・季節に応じて、感染防止の資材を通常の使用量に加えて購入、備蓄する必要がある。 <p>② 下水道施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化を計画的に進める必要がある。 ・災害時に下水道施設が使用可能かなどを確認し、疾病、感染症防止を迅速に図るための周知、訓練などの取組が必要である。
<p><起きてはならない最悪の事態> 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 避難所の生活の質の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の最大避難者数を想定したパーテーション、ベッド類等を必要数量整備し、冷暖房の整備方法も事前に定めるなど避難所の質の改善計画を定める必要がある。 <p>② 大規模避難施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の宿泊施設等の耐震度を把握し、大規模災害時の避難所等への活用ができるよう事業者への耐震化、設備強化の協議、調整を進める必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する。

<p><起きてはならない最悪の事態> 3-1 被災に伴う現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化・社会の混乱</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 治安の確保に必要な体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の被災地域、避難所の防犯の取組を促進させる体制整備を進める必要がある。 ・防犯活動に必要な資機材を、警察、防犯協会、消防団、自主防災組織に適時整備していく必要がある。 <p>② 装備資機材の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電時における夜間の安全確保を図る臨時の屋外照明設備、誘導灯、防犯ブザー、電話以外の警察への通報システムなどを備える必要がある。
<p><起きてはならない最悪の事態> 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 市庁舎の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎、分庁舎、各支所、住民センターなどの主要な行政機能を有する施設及びバックアップの施設は、庁舎及び設備の耐震化、耐震補強を計画的に進め、困難な施設については、順次更新または廃止を進める必要がある。 <p>② 災害時即時対応体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な地震災害を想定し、職員への速やかな災害指示の伝達及び安否確認を可能とする仕組みの整備が必要である。 ・各庁舎、主要施設近隣に在住する職員を緊急時に優先参集させるなど、「人」に焦点をあてた災害時の体制構築の整備が必要である。 <p>③ 市域・県域を越えた連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内だけでなく、隣接の京都府福知山市及び大丹波圏域の市町の発災状況、災害対応に常に留意し、地の利を活かした支援連携体制の整備と訓練が必要である。

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

<p><起きてはならない最悪の事態> 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 情報通信手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般電話回線、携帯電話網が停止した場合を想定し、衛星携帯電話の必要数の整備、デジタル簡易無線による他市町、行政機関との通信手段の整備をする必要がある。 <p>② 電力供給の維持に係るインフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模停電時に電力の復旧を最優先に市も取り組めるよう、電力事業者と連携した道路機能の回復、倒木等の撤去作業に向けた調整、協議が必要である。

<p><起きてはならない最悪の事態> 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>
<p><施策の方向性> ① 情報通信手段の確保 ・停電時における防災行政無線放送設備の 24 時間以上の運用を可能にする計画、整備をする必要がある。 ・発電機、予備蓄電池などの備蓄を進め、必要な設備の非常電源を順次確保する取組が必要である。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p><施策の方向性> ① 市・消防・警察等の情報の迅速な伝達と共有 ・災害時有線電話、IP トランシーバー以外の非常通信手段を相互に整備し、運用訓練をする取組が必要である。 ② 雨量・河川水位・土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有 ・気象庁、兵庫県から収集できる各警戒情報について、確実な現場情報を IP トランシーバーなどで現状確認し、本部に速やかに報告・共有する災害警戒の行動パターンの訓練が必要である。 ③ 情報収集・提供に係る人材育成 ・兵庫県フェニックス防災システムをはじめ、市の防災関係システムを適時、正確に操作でき、防災行政無線放送など迅速に情報発信操作が可能になるよう担当部署職員、過去在籍の担当職員を含めて定期的な操作訓練、研修が必要である。 ④ 災害時要援護者の避難支援体制の構築 ・福祉施設等への受入避難を調整している要援護者について、避難の呼びかけと避難（受入）完了を市、施設、支援者で共有できる仕組みの整備が必要である。 ・要援護者に特化、優先して住民センターなどの避難所開設、避難誘導を促す伝達手段、避難確保に向けた取組が必要である。 ・乳児、幼児に特化、優先して住民センターなどの避難所開設、避難誘導を促す伝達手段、取組の確保が必要である。 ・グループホームなど小規模の高齢者の滞在型施設の所在地に応じた避難確保計画の策定及び公共施設までの避難訓練を進める必要がある。</p>

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない。

<p><起きてはならない最悪の事態> 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p>
<p><施策の方向性> ① 市内事業所のBCP策定の推進 ・大規模災害における施設被災、流通遮断による業務停止、従業員の被災によ</p>

<p>る人員不足などを防ぐため、市内事業所の業務継続計画の策定を促進、支援する必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 5-2 エネルギー供給の停止による社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な被害</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 道路交通機能の強化 ・緊急輸送道路及び接続する主要幹線道路の整備・強化を国、県と連携して強化する必要がある。</p> <p>② 工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保 ・市内事業所に非常電源や必要な燃料の備蓄を周知・促進する必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 5-3 幹線の分断等、陸海空の基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 道路交通機能の強化 ・緊急輸送道路及び接続する主要幹線道路の整備・強化を国、県と連携して強化する必要がある。</p> <p>② 鉄道機能の強化 ・豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、駅舎等の浸水対策を促進する必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 5-4 食料等の安定供給の停滞</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 農林水産業に係る生産基盤等の強化 ・大規模災害時においても、食料供給を維持するために農畜産物の生産・流通・販売に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。</p> <p>② 道路交通機能の強化 ・緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への甚大な影響</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 水資源の有効利用等の推進 ・市内の上水道網を活用し、万一被害が発生しても、その他の水道網から給水が可能となるよう整備していく必要がある。 ・異常渇水に備えて、農業用水の有効利用の取組を進める必要がある。</p>

目標6 ライフライン・燃料供給関連施設・交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる。

<p><起きてはならない最悪の事態> 6-1 電力の供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止</p>
<p><施策の方向性> ① ライフライン関係事業者の防災対策 ・電力事業者との平時からの相互連携協力体制や復旧活動の支援に必要な資機材、操作人員の確保をしておく必要がある。 ② 訓練の実施 ・大規模災害を想定し、ライフライン関係事業者（市上下水道、電力、通信）合同の実践的訓練を定期的実施する必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 6-2 上水道の長期間にわたる供給停止</p>
<p><施策の方向性> ① 水道施設の耐震化等 ・水道施設全般において、老朽設備の更新と合わせて進める必要がある。 ② 広域的な応援体制の整備 ・大規模災害において、協定している県内市町の水道事業者とともに速やかな復旧作業が可能となるよう、施設関係の資料・図面等の重要書類の保管及びバックアップの必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>
<p><施策の方向性> ① 下水道施設の耐震化等 ・下水道施設の耐震化と緊急時に備えての人材育成をしておく必要がある。 ② 農業集落排水施設の老朽化対策 ・農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断を速やかに実施し、診断に基づく老朽化対策を着実に推進する必要がある。 ③ 浄化槽の老朽化対策 ・老朽化した浄化槽から耐震性の合併浄化槽への転換を促進し、浄化槽台帳で適切な維持管理状況の把握をする必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p><施策の方向性> ① 道路交通機能の強化 ・主要幹線、集落への進入道路などに架かる橋梁について落橋・倒壊、ゆがみによる段差などが生じぬよう致命的な損傷防止の対策を進める必要がある。 ② 鉄道機能の強化 ・豪雨等による災害発生時においても、鉄道輸送機能を確保するため、鉄道施設付近の斜面の崩落対策、駅舎等の浸水対策を促進する必要がある。</p>

<p><起きてはならない最悪の事態> 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全</p>
<p><施策の方向性> ① 老朽化対策の着実な推進 ・整備後、40年から50年を経過する公共施設、社会インフラ施設、農業生産施設などについて、適切な維持管理計画を作成し、更新または長寿命化あるいは施設の廃止・除却を計画的に進める必要がある。 ② 人材・資機材の確保 ・道路啓開、除雪、迅速な復旧・復興、平時のインフラメンテナンス等を担う建設業における高齢化の進展、入職者の減少が懸念されることから、若年者や求職者の職業訓練による技能習得への支援や将来に向けての担い手の確保、育成を図る取組が必要である。</p>

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

<p><起きてはならない最悪の事態> 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性> ① 消防の災害対応力強化 ・大規模災害に対応できるよう消防力を強化する必要がある。 ・消防本部、消防団合同の大規模火災を想定した訓練の実施が必要である。 ② 市街地の改善 ・大規模火災リスクの高い密集市街地の改善のため、道路・公園・消防水利の整備、老朽建築物の除却等、官民連携での取組を進める必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺</p>
<p><施策の方向性> ① 住宅・建築物の耐震化 ・昭和56年以前の住家、建築物に重点的に耐震診断、耐震改修を進めていく必要がある。 ・主要幹線道路沿いの通行止めのおそれがある建物、構造物（ブロック塀など）について調査、把握し、適切な改善を進める必要がある。 ② 交通規制等の実施 ・災害により通行上危険となった道路において、緊急的に地域住民、市職員、消防団員による通行止め、迂回の対応をし、本部を通じて情報を警察、道路管理者に速やかに伝達することで、的確、適切な交通規制等を実施する必要がある。</p>

＜起きてはならない最悪の事態＞

7-3 ため池・防災インフラ・天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

＜施策の方向性＞

① ため池等の整備

- ・決壊すると住家に甚大な被害をおよぼすおそれのある防災上重要なため池の詳細調査と定期的な耐震調査を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修について、県・管理者と調整を進めていく必要がある。

② 計画的な定期点検と適切な日常管理の推進

- ・防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生を防止する必要がある。

③ 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化

- ・兵庫県フェニックス防災システムからの情報収集機能を活用し、次の情報を迅速に検索・収集・共有する必要がある。
(県内の雨量・河川水位情報、土砂災害危険度予測、箇所別土砂災害危険度予測、県内市町村災害体制・避難情報発令状況、県内注意報・警報等発表状況など)

- ・市で把握する気象観測装置、河川等カメラ、IPトランシーバーを通じて、警戒箇所のリアルな状況を本部で一括に集約し、県、警察等関係機関と速やかに共有する必要がある。

- ・集約された情報を基に、適切に避難情報等発令の判断をし、防災行政無線、メール等迅速に市民に周知し、市民への情報漏れがないようにする必要がある。

④ 山地防災・土砂災害対策

- ・県による砂防堰堤や治山ダム等の施設整備が円滑に進められるよう土砂災害特別警戒区域を中心に、地元との調整を進める必要がある。
- ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅について、移転や防護壁の整備などの調整を進める必要がある。

＜起きてはならない最悪の事態＞

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

＜施策の方向性＞

① マニュアルの整備等

- ・高圧ガス関係事業所の可燃性・毒性ガスの漏洩被害想定を行い、施設が危険な状態になった際の措置を事業者と県、消防等関係機関で共有し、必要に応じた軽減対策等が円滑に実施できるよう訓練しておく必要がある。
- ・有害物質の拡散・流出による健康被害や環境等への影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの整備と訓練の実施が必要である。

<p><起きてはならない最悪の事態> 7-5 農地・森林等の被害による荒廃</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 農地・農業水利施設等の保全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払い制度を活用し、地域コミュニティを通じて、農地・農業用施設の保全管理を図り、自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。 <p>② 森林の保全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する国土保全や水源涵養機能など多面的機能を高度に発展させるため、加古川地域森林計画区において間伐等の適正な森林整備を推進する必要がある。 <p>③ 災害に強い森づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多発する局地的豪雨による斜面崩落、流木発生対策などに対応するため、山地と住宅地間の余裕域（バッファゾーン）の確保・整備の取組を進めていく必要がある。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

<p><起きてはならない最悪の事態> 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 災害廃棄物処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物や流出土砂を仮置きするストックヤードの確保・維持と想定発生量に応じたスペースを確保する必要がある。 <p>② 堆積土砂の撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地など民地に流入・堆積した土砂について、県の堆積土砂排除事業を活用し、公的に撤去を促進する必要がある。
<p><起きてはならない最悪の事態> 8-2 より良い復興に向けたビジョンの欠如、人材の不足等により復興できなくなる事態</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年の豪雨災害の経験と教訓を活かし、減災・復興政策、市民防災に関する研究人材との連携と専門的知見を有する職員の育成に努める必要がある。 ・大規模災害の対応において、過去の災害対応経験を有する人材の登用、外部知見者の確保、他市町村の経験職員の派遣要請など適材・適所の人員確保ができるよう関係機関との連携を進めておく必要がある。

<p><起きてはならない最悪の事態> 8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失・地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 地域の防災人材の育成 ・災害対応に適切に対応できるよう、防災・危機管理部局の職員に体系的な研修を実施、習得させる必要がある。</p> <p>② こころのケア体制の強化 ・大規模災害時の精神保健医療の需要拡大に対応するため、他自治体等からの円滑な受入体制を整備する必要がある。</p> <p>③ 災害ボランティア活動支援体制の整備 ・災害時に災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えるとともに、災害ボランティアの裾野の拡大や災害ボランティアを社会全体で支える意識、仕組みを推進する必要がある。</p> <p>④ 文化財の耐災害性の向上 ・文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備を推進する必要がある。 ・博物館・美術館等の展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組が必要である。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 8-4 事業用地の確保・仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 地籍調査の実施 ・迅速な災害からの復旧・復興において、正確な土地境界の把握は重要なことであり、住宅区域・山林区域を含めて地籍調査事業をさらに進めていく必要がある。</p> <p>② 人材の育成・確保 ・仮設住宅・仮店舗、住宅再建などを担う建築業における技能労働者の高齢化、若年入職者の減少による担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成を図る取組を市内事業所等関係機関とともに進める必要がある。</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 8-5 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響</p>
<p><施策の方向性></p> <p>① 災害発生時における国内外への情報発信 ・災害時において、国内外へ正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。</p> <p>② 事業者に対する事業継続支援 ・事業者に対する早期支援</p> <p>③ 失業者に対する早期再就職支援 ・失業者に対する早期再就職支援のため、丹（まごころ）ワークサポートたんばにおける適切な対応などを検討しておく必要がある。</p>